

令和 7 年度
第 4 回
岩手地方最低賃金審議会

日 時 令和 7 年 8 月 2 8 日 (木) 午前 1 0 時 0 0 分
会 場 盛岡第 2 合同庁舎 3 階共用会議室

岩 手 労 働 局

- 次 第 -

開 会

1 議 題

- (1) 岩手県最低賃金専門部会における審議結果について
- (2) 岩手県最低賃金の改正決定について（金額審議、採決及び答申）
- (3) 特定（産業別）最低賃金改正決定の必要性の有無について（諮問）
- (4) 特別小委員会の設置及び委員の推薦について
- (5) その他

2 その他

閉 会

令和7年度 第4回岩手地方最低賃金審議会出席者名簿

令和7年8月28日(木) 午前10時～

場所：盛岡第2合同庁舎 3階共用会議室

区 分	氏 名	所 属 等
公益代表委員	植 村 亜季子	もりおか女性センター 副センター長
	郷右近 勤	岩手日報社 執行役員論説委員会委員長
	近 藤 信 一	岩手県立大学 教授
	齋 藤 信 之	元岩手県労働委員会 事務局長
	横 山 信 英	特定社会保険労務士 前岩手県社会保険労務士会会長
労働者代表委員	小 菅 孝 広	J A M青森岩手県連絡会 事務局長
	小 林 齊	電機連合岩手地域協議会 事務局長
	佐々木 正 人	日本労働組合総連合会岩手県連合会 副事務局長
	藤 本 誠	日本労働組合総連合会岩手県連合会 副事務局長
	山 田 清 秋	U Aゼンセン岩手県支部 支部長
使用者代表委員	工 藤 直 樹	岩手県商工会議所連合会 専務理事
	瀬 川 浩 昭	岩手県中小企業団体中央会 専務理事
	藤 田 芳 男	岩手県経営者協会 専務理事
	松 川 顕	盛岡ガス燃料(株) 専務取締役
	宗 形 金 吉	岩手県商工会連合会 専務理事

五十音順

【 事 務 局 】

所 属 等		役 職	氏 名
岩手労働局		局 長	白 石 好 春
	労働基準部	労 働 基 準 部 長	小 川 直 紀
		賃 金 室 長	高 橋 功 一
		賃 金 室 長 補 佐	小田島 学
		賃 金 室 員	鈴 木 千 春

審 議 会 資 料 一 覧

資料№ 1 岩手県鉄鋼業、金属線製品、その他の金属製品製造業の最低賃金の改正決定を求める申出書

資料№ 2 岩手県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業の最低賃金の改正決定を求める申出書

資料№ 3 岩手県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の最低賃金の改正決定を求める申出書

資料№ 4 岩手県百貨店、総合スーパーの最低賃金の改正決定を求める申出書

資料№ 5 岩手県自動車小売業の最低賃金の改正決定を求める申出書

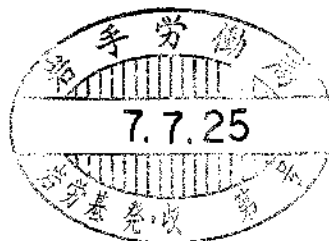
資料№ 6 令和 7 年度岩手地方最低賃金審議会開催計画（案）

資料№ 7 岩手地方の最低賃金を直ちに 1500 円に引き上げ、
地域間格 差の解消を求める請願署名 2028 筆

（岩手県労働組合連合会）

2025年 7月 25日

岩手労働局長
白石 好春 殿



岩手県釜石市 〇〇〇〇-15

基幹 〇〇〇〇

電話 〇〇〇〇-4301

岩手県北 〇〇〇〇-7

J A M 〇〇〇〇

会 〇〇〇〇

電話 〇〇〇〇-709

申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、岩手県鉄鋼業、金属線製品、その他の金属製品製造業最低賃金の改正決定を求める申し出を行うことに合意し下記の通り申し出る。

記

1. 申し出る者が代表する基幹的労働者の範囲

岩手県において、鉄鋼業E22（2211、2251、2252、2291、2293、2299 は除く）、金属線製品E247、その他の金属製品製造業E249を営む使用者に使用される労働者1,440名

2. 改正決定を申し出る最低賃金の件名

岩手県鉄鋼業、金属線製品、その他の金属製品製造業最低賃金

3. 申し出の内容

上記2. の最低賃金の改正決定を求めるものである。なお、最低賃金金額は、最低賃金法第15条2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申し出の理由

岩手県内組織労働者の最低賃金の労働協約を未組織労働者に拡張適用させ、賃金の最低額を保障することによる労働条件の向上を目的とする労働協約ケースでの申し出であり、申し出要件である賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者が3分の1以上（協約率は、706名÷1,440名×100＝49.0％）に達していることから法定最低賃金の改正を求めるものである。

労働協約上の賃金の最も低い額 1,148円／時間額

現在適用されている法定最低賃金 1,008円／時間額

※労働協約上の賃金の最も低い額については、東鋼スチールコードの1,148円であるが、これは令和6年度分であり令和7年度分については今後締結予定（1,246円）。締結次第速やかに協定書を提出する。東鋼スチールコードが令和7年度分（1,246円）を締結した場合、労働協約上の賃金が最も低い額については、産業振興の1,191円になる。

5. 添付書類

- ① 労使の最低賃金に関する協定書（写）
- ② 申請に関する合意および申請代表者に対する委任書
- ③ 岩手県における鉄鋼業、金属線製品、その他の金属製品製造業の適用使用者と適用労働者の概数

岩手県における鉄鋼業、金属線製品、その他の金属製品製造業最低賃金の

適用使用者と適用労働者の概数

(令和7年度)

産 業 分 類	適用使用者数	適用労働者数
鉄鋼業 E22 (但し、2211、 2251、2252、2291、2293、 2299 を除く)、金属線製品 E247、その他の金属製品製 造業 E249	43名	1,440名

上記のうち最低賃金に関する労働協約の適用を受ける者の内訳

(令和7年7月1日現在)

事 業 所 名	組 合 名	労働協約の適用労働者数
1. 日本製鉄㈱北日本製鉄所	日本製鉄釜石労働組合	198名
2. 産業振興㈱釜石事業所	産業振興釜石労働組合	183名
3. 日鉄テックスエンジ釜石㈱	日鉄テックスエンジ釜石労働組合	120名 (組合員数 125名)
4. 東鋼スチールコード㈱	東京製鋼労働組合北上支部	205名
合 計 4事業所 706名		

〔補 足〕

○ 労働協約ケースの申請に伴う申請適用労働者における労働協約率

$$\text{労働協約率} = \frac{\text{労働協約の適用労働者数} \quad 706 \text{ 名}}{\text{申請適用労働者数} \quad 1,440 \text{ 名}} \times 100 = 49.0 \%$$

2025年7月25日

岩手労働局長
白石 好春 殿

岩手県北上市鏡 ー 7
J A M 絡会
会 長 佐々木

申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、岩手県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業の最低賃金の改正決定を下記のとおり申し出る。

記

- 1 申し出る者が代表する基幹的労働者の範囲
岩手県において、岩手県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業を営む使用者に使用される労働者 2,079名
- 2 改正決定を申し出る最低賃金の件名
岩手県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金
- 3 申し出の内容
上記2の最低賃金の改正決定を求めるものである。
- 4 申し出の理由
申し出ケースは、申し出産業における事業の公正な競争を確保することを目的として、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の概ね3分の1以上（892名÷2,079名×100=42.9%）の合意をもって法定最低賃金の金額改正が必要であることを求めるものである。

現在適用されている法定最低賃金 985円／時間額

- 5 添付書類
 - ①岩手県における光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業の適用使用者と適用労働者の概況
 - ②岩手地方産業別最低賃金公正競争ケース疎明資料
 - ③最低賃金改定申請に関する決議書
 - ④申請に関する申請代表者に対する委任書



<添付書類①>

岩手県「光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業」
の事業所数と労働者数の概況

産業小分類	事業所数	労働者数
光学機械器具・レンズ、時計・同部分品	31	2,079名

上記の内、最低賃金の必要性に合意する者の内訳

	組合・事業所数	合意する者
必要性の決議	5組合・機関	892名
計	5事業所	892名

合意する者の事業所別内訳

改正の必要性に関する機関決議

	事業所名	組合名・団体名	適用労働者
1	盛岡セイコー工業（株）	セイコー労働組合盛岡支部	472名
2	シチズン時計マニユファクチャリング(株)	シチズン労働組合東北支部	153名
3	（株）ミスズ工業	ミスズ工業労働組合岩手支部	66名
4	遠野精器（株）	遠野精器(株)従業員会	78名
5	二戸時計工業（株）	二戸時計工業(株)親睦会	123名
		合計	892名

申 出 書



全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会

岩 手 地 域 協 議 会

岩手労働局 局長 白石 好春 様

令和7年7月7日

岩手県北上市鍛冶町

全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会岩手地区協議会

議長 木村 孝

申 出 書

最低賃金法第15条1項の規定により、岩手県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の最低賃金の改正の決定を下記の通り申し出る。

記

1. 申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲

岩手県内において、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業（民生用電気機械器具製造業、電球・電気照明器具製造業、電池製造業、医療用計測器製造業（心電計製造業を除く。）、その他の電気機械器具製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）、情報通信機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者 10,547 名。

2. 改正決定を申し出る最低賃金の件名

岩手県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の最低賃金。

3. 申し出の内容

上記2の最低賃金の改正の決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申し出の理由

岩手県内組織労働者の最低賃金の労働協約を未組織労働者に拡張適用させ、賃金の最低額を保証することによる労働条件の向上を目的とする労働協約ケースでの申し出であり、申し出要件である賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者が3分の1以上（協約率は、4,379 名 ÷ 10,547 名 × 100 = 41.5%）に達していることから法定最低賃金の金額改正を求めるものである。

・労働協約上の賃金の最も低い額 1,058 円/h

・現在適用されている法定最低賃金額 975 円/h

5. 添付資料

添付資料1. 岩手県における電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の事業所数と労働者数の概数及び合意の効力の及ぶ労働者数。

添付資料2. 賃金の最低額に関する労使協定、覚書。

添付資料3. 申出代表者に対する合意委任書。

6. 疎明資料

①産業別・企業規模別・男女別現金給与、所定内給与額の格差一覧表。

②短時間パート労働者の1時間あたり所定内給与額。

③事業所別 18 歳最低賃金と岩手県電気機械器具製造業との賃金格差一覧。

④全国電気機械器具製造業最低賃金推移表。

以上

岩手県における電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の事業所数と労働者数の概数および、合意効力の及ぶ労働者数

1. 岩手県における電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の

事業所数と労働者数

(岩手労働局労働基準部賃金室データより)

適用事業所数	192
適用労働者数	10,547

上記のうち最低賃金必要性に合意する者の内訳

(2025年7月現在)

合意のケース	事業所数	合意者数
労使協定適用	11	4,379 人

2. 合意する者の事業所別内訳

1) 労使協定適用労働者数..... 4,379 人

		組 合 名	適用労働者数
1	キオクシア岩手株式会社	キオクシア岩手労働組合	1,151 人
2	(株)ジャパンセミコンダクター岩手事業所	ジャパンセミコンダクター労働組合岩手支部	583 人
3	ケミコン東日本(株)岩手工場	ケミコン東日本労働組合岩手支部	263 人
4	Astemoハイキャスト(株)岩手工場	日立Astemoハイキャスト労働組合岩手支部	182 人
5	大井電気(株)水沢製作所	大井電気労働組合岩手支部	155 人
6	(株)後藤製作所	後藤製作所労働組合	147 人
7	(株)富士通ゼネラルエレクトロニクス	富士通ゼネラル労働組合一関支部	100 人
8	(株)アムコーテクノロジージャパン北上地区	アムコーテクノロジージャパン労働組合北上支部	89 人
8	(株)新興製作所	新興製作所労働組合	49 人
10	(株)デンソー岩手	デンソー岩手労働組合	1,161 人
11	SWS東日本(株)	SWS東日本労働組合	499 人

岩手労働局長
白石 好春 殿

令和7年7月28日

U A 岩手県支部
支部長 山田 清和

申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、岩手県百貨店、総合スーパー最低賃金の改正決定を求めることを下記の通り申し出る。

記

1. 申し出る者が代表する基幹的労働者の範囲

岩手県において、百貨店、総合スーパー業を営む使用者に使用される労働者 2,452 名

2. 改正決定を申し出る最低賃金の件名

岩手県百貨店、総合スーパー最低賃金

3. 申出の内容

上記2. の最低賃金の改正決定を求めるものである。最低賃金額については、最低賃金法第15条2項に基づく岩手県地方最低賃金審議会の決定によるものとする。

4. 申出の理由

岩手県内の組織労働者の最低賃金の労働協約を未組織労働者に拡張適用させ、労働条件の向上を目的とする労働協約ケースによる申し出であり、申し出要件となる賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者が基幹的労働者の3分の1以上に達していることから法定最低賃金の改正を求めるものである。

労働協約上の最低賃金の最も低い額 1,012円

現在適用されている法定最低賃金 岩手県最低賃金952円

(百貨店、総合スーパー特定最賃800円)

5. 最低賃金の適用を受ける基幹的労働者の範囲

岩手県において、百貨店、総合スーパー業を営む使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満および65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6か月未満の者であって、技能習得中の労働者
- (3) 清掃または片付けの業務に主として従事する労働者



6. 添付資料

- (1) 岩手県における百貨店、総合スーパーの労働協約適用労働者数と労働協約上の最低賃金額（資料1）
- (2) 申請代表者に対する委任書
- (3) 労使の最低賃金に関する労働協約（協定書等）

以上

2025年7月21日

岩手労働局長
白石 好春 殿

自動車総連岩手地方協議
議長 豊嶋 昌

申出書

最低賃金法第15条の1の規定により、岩手県自動車小売業の最低賃金の改正の決定を下記の通り申し出る。

記

1. 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲

岩手県において自動車小売業(除く二輪自動車小売業)を営む使用者に使用される労働者 5,074名

2. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名

岩手県自動車小売業最低賃金

3. 申出の内容

上記2の最低賃金の改定を求める。尚、最低賃金は最低賃金法第15条の2に基づく岩手県地方最低賃金審議会の決定による。

4. 申出の理由

(1) 申し出産業における事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の概ね3分の1以上の合意を持って、法定最低賃金の決定を求めるものである。

(2) 申し出産業は労働者数、販売額からみて地域社会の賃金秩序に与える影響が大きく雇用、消費等地域経済においても重要な役割をはたしている。

(3) 現在適用されている法定最低賃金 = 1,004円/時間

5. 添付書類

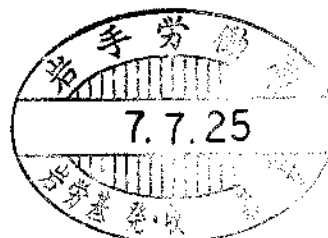
(1) 労使協定の写し

(2) 機関決定の写し

(3) 申し出合意書及び委任状

(4) それぞれの合意の効力の及ぶ労働者又は使用者の範囲とその数及び当該地域内の同種の労働者の概数を記した書面

(5) 疎明資料



以上

添付書類

岩手県における自動車小売業の事務所数と労働者の概要及び合意の効力の及ぶ労働者の範囲

1.岩手県における自動車小売業の事務所数と労働所の概数

産業小分類	事務所数	労働者数
自動車小売業	586 事業所	5074 人

2.1のうち最低賃金の必要性に合意する労働者数

合意のケース	事業所数	労働者数
労使協定	5 事業所	836 人
機関決定	9 事業所	940 人
合計	14 事業所	1776 人

3.2の合意するものの内訳

(1)賃金の最低額の定めに関する労使間の協定、申し合わせ等の適用労働者数の内訳

	当事者名称		適用労働者数	時給
	事業所等名称	労働組合等名称		
1	いすゞ自動車東北㈱	いすゞ自動車東北労働組合岩手支部 〆	137人	1,248
2	㈱ホンダモビリティ東北	ホンダ販売労働組合ホンダモビリティ東北支部 〆	109人	1,239
3	トヨタカローラ南岩手㈱	トヨタカローラ南岩手労働組合 〆	98人	1,146
4	岩手トヨタ自動車㈱	岩手トヨタ自動車労働組合 〆	195人	1,111
5	岩手トヨペット㈱	岩手トヨペット労働組合 〆	297人	1,111
計	5事業所	5 組合	836人	

(2)最低賃金を設定することが必要であるとの機関決定が行われている労働組合の内訳

	機関決定を行った団体	構成員数	時給
1	トヨタモビリティパーツ労働組合 〆	110人	1,203
2	岩手三菱ふそう自動車販売労働組合 〆	130人	1,149
3	ネットトヨタ岩手労働組合 〆	140人	1,111
4	L&F岩手労働組合 〆	59人	1,087
5	盛岡いすゞモーター労働組合 〆	62人	1,075
6	岩手マツダ労働組合 〆	25人	1,053
7	岩手ダイハツ労働組合 〆	149人	1,051
8	スズキ販売労働組合自販岩手支部 〆	120人	1007
9	トヨタカローラ労働組合 〆	145人	1,005
計	9 組合	940人	

令和7年度岩手地方最低賃金審議会開催計画(案)

令和7年8月28日時点

令和5年度		令和6年度 岩手地方最低賃金審議会開催計画			令和7年度 岩手地方最低賃金審議会開催計画			
月 日	月 日	時 刻	本審及び部会別	備 考	月 日	時 刻	本審及び部会別	備 考
5月19日(金)	5月17日(金)	10:00	第1回公益委員会議	審議会の運営等	R7.4.24(木)	13:30	第1回公益委員会議	審議会の運営等
—	—	—	—	—	—	—	—	—
6月7日(金)	6月7日(金)	10:00	第1回本審	審議会の運営等	R7.6.6(金)	10:00	第1回本審	審議会の運営等
6月16日(金)	6月20日(木)	午前	実地視察	盛岡市 製造業・生活関連サービス業	R7.6.10(火)	1日	実地視察	
6月30日(金)	6月25日(火)		中央最賃審 (目安小委員会)	目安諮問	R7.7.11(金)		中央最賃審 (目安小委員会)	目安諮問
	—	—	—	—	—	—	—	—
7月4日(火)	7月5日(金)	13:30	第2回本審	県最賃諮問	R7.7.15(火)	10:00	第2回本審	県最賃諮問
—	—	—	—	—	—	—	—	—
7月28日(金)	7月25日(木)		中央最賃審	目安答申	8月上旬		中央最賃審	目安答申
8月1日(火)	8月2日(金)	10:00	第3回本審	目安伝達 行政機関概況説明 主要指標説明	R7.8.6(水)	10:00	第3回本審	目安伝達 行政機関概況説明 主要指標説明
8月2日(水)	8月7日(水)	13:30	県最賃専門部会	部会長、代理の選出 参考人意見聴取 労使の基本的考え方	R7.8.7(木)	13:30	県最賃専門部会	部会長、代理の選出 参考人意見聴取 労使の基本的考え方
8月3日(木)	8月8日(木)	10:00	県最賃専門部会	全国の審議状況 金額審議	R7.8.8(金)	13:30	県最賃専門部会	全国の審議状況 金額審議
8月4日(金)	8月26日(月)	13:30	県最賃専門部会	全国の審議状況 金額審議	R7.8.20(水)	13:30	県最賃専門部会	全国の審議状況 金額審議
8月7日(月)	8月27日(火)	10:00	県最賃専門部会	全国の審議状況 金額審議 結 審	R7.8.21(木)	13:30	県最賃専門部会	全国の審議状況 金額審議 結 審
					R7.8.27(水)	午前	予備日	
8月8日(火)	8月28日(水)	10:00	第4回本審	県最賃審議、採決、答申 特定最賃必要性諮問 特別小委員会設置	R7.8.28(木)	10:00	第4回本審	県最賃審議、採決、答申 特定最賃必要性諮問 特別小委員会設置
8月21日(月)	9月4日(水)	13:30	第1回特別小委員会	特定最賃必要性審議	R7.9.2(火)	13:30	第1回特別小委員会	特定最賃必要性審議
					R7.9.5(金)		予備日 第2回特別小委員会	特定最賃必要性審議
8月24日(火)	9月17日(火)	10:00	第5回本審	県最賃異議諮問、審議、採決、答申 特定最賃必要性審議、採決、答申 特定最賃改正決定諮問 特定最賃各専門部会設置	R7.9.16(火)	10:00	第5回本審	県最賃異議諮問、審議、採決、答申 特定最賃必要性審議、採決、答申 特定最賃改正決定諮問 特定最賃各専門部会設置
9月28日(木)	10月16日(水)	10:00	産別合同部会	部会長、代理の選出 主要指標説明 審議日程の調整	R7.10.17(金)	13:30	産別合同部会	部会長、代理の選出 主要指標説明 審議日程の調整
10月13日(金)	10月31日(水)	13:30	鉄鋼	参考人意見聴取 労使の基本的な考え方 金額審議			鉄鋼	参考人意見聴取 労使の基本的な考え方 金額審議
10月18日(水)	11月7日(木)	13:30	鉄鋼	金額審議 結 審			鉄鋼	金額審議 結 審
10月12日(木)	10月24日(木)	13:30	光学	参考人意見聴取 労使の基本的な考え方 金額審議			光学	参考人意見聴取 労使の基本的な考え方 金額審議
10月17日(火)	11月15日(金)	9:00	光学	金額審議 結 審			光学	金額審議 結 審
10月13日(金)	11月12日(火)	9:30	電気	参考人意見聴取 労使の基本的な考え方 金額審議			電気	参考人意見聴取 労使の基本的な考え方 金額審議
10月19日(木)	11月14日(木)	13:30	電気	金額審議 結 審			電気	金額審議 結 審
10月11日(水)	10月25日(金)	8:30	自動車	参考人意見聴取 労使の基本的な考え方 金額審議			自動車	参考人意見聴取 労使の基本的な考え方 金額審議
10月27日(金)	11月19日(火)	13:00	自動車	金額審議 結 審			自動車	金額審議 結 審
							百貨店	参考人意見聴取 労使の基本的な考え方 金額審議
							百貨店	金額審議 結 審
10月31日(火)	11月22日(金)	10:00	第6回本審	特定最賃審議、採決、答申	R7.11.17(月)	13:30	第6回本審	特定最賃審議、採決、答申
開催せず 11月16日(木)	開催せず 12月10日(火)	14:00	(第7回本審)	特定最賃異議諮問、審議、採決、答申	R7.12.3(水)	10:00	第7回本審	特定最賃異議諮問、審議、採決、答申
1月25日(木)	1月24日(金)	15:30	第2回公益委員会議	審議の課題及びあり方 次年度の審議日程	R8.1.23(金)	15:00	第2回公益委員会議	審議の課題及びあり方 次年度の審議日程
3月22日(金)	3月21日(金)	10:00	第7回本審	産別意向表明 意向表明に対する意見交換 次年度の審議計画(案)	R8.3.19(木)	10:00	第8回本審	産別意向表明 意向表明に対する意見交換 次年度の審議計画(案)

2025年8月26日

岩手地方の最低賃金を直ちに1500円以上に引き上げ、
地域間格差の解消を求める請願署名

1 1 9 7 筆

2028筆提出済み

岩手県労働組合連合会（いわて労連）

〒020-0015 岩手県盛岡市本町通2丁目1番36号浅沼ビル5F

Tel 019-625-9191 Fax 019-654-5092

中小企業・小規模事業者を支援し、岩手県と全国の最低賃金を 時間額 1500 円以上に引き上げることを求める要請署名

岩手地方最低賃金審議会 会長 殿

岩手労働局長 殿

中央最低賃金審議会 会長 殿

厚生労働大臣 殿

■ 要 請 趣 旨 ■

連続する物価高騰と実質賃金の低下により、労働者の生活苦や貧困が広がっています。

岩手県の現在の最低賃金額は時間額 952 円です。これで 1 か月働いた賃金は 13 万 7 183 円です（岩手県毎月勤労統計調査・令和 6 年度月平均労働時間は 144.1 時間）。ここから税金や社会保険料などが引かれます。また家賃、水光熱費などの支払い、奨学金の返済などが加われば、とても生活できるような水準ではありません。抜本的な引き上げが求められています。

また全国の最低賃金は各都道府県で金額が違います。最高の東京都は現在 1,163 円で、岩手県との差は 211 円です。1 か月あたり 3 万 4 05 円、年間で 36 万 4 861 円もの差になります。この賃金格差は若者などが首都圏や大都市に流出する一因ともなっています。

私たちが全国で取り組んでいる「最低生計費試算調査」では、1 人の若い労働者が自立して人間らしく暮らすには全国どこでも月額 25 万円、時間額 1500 円以上が必要であり、都市部と地方の差はほとんどないことが明らかになりました。都道府県ごとに金額が違うという現在の制度を改め、全国一律の制度にすること、そして、その水準も時間額 1500 円以上にすることが求められます。

最低賃金を引き上げるためには、地方の経済を支える主役である中小企業・小規模事業者への支援が不可欠です。社会保険料・税の減免や、人件費、原材料費、エネルギーコストの上昇分が適切に価格に反映される仕組みの整備などが求められます。

最低賃金を引き上げることは、貧困や生活苦をなくし、さまざまな困難を抱える岩手県の地域経済を守り、活性化させる上で大きな力となるものです。

盛岡市在住の 25 歳単身男性の「最低生計費」(2022 年 10 月現在) は、月額 25 万 8003 円(税込み)、最低賃金額は 1484 円(173.8 時間)～1720 円(150 時間換算)となりました。

■ 要 請 項 目 ■

1. 最低賃金の地域間格差を解消し、岩手県と全国の最低賃金を時間額 1500 円以上に引き上げること。
2. 最低賃金の引き上げを円滑に実施するため、中小企業・小規模事業者への支援を抜本的に強化し、人件費、原材料費等の上昇分が適切に価格に反映される仕組みを整備すること。

氏 名	住 所
Bin	岩手県 一関市
小野弓	岩手県 一関市
千葉	岩手県 一関市
小野弓	岩手県 一関市
小野弓	岩手県 一関市

※ この署名用紙は、関係行政への要請以外の目的に個人情報を利用されることは一切ありません

写

令和 7 年 8 月 2 8 日

岩 手 労 働 局 長
白 石 好 春 殿

岩手地方最低賃金審議会
会 長 齋 藤 信 之

岩手県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和 7 年 7 月 1 5 日付け岩労発基 0 7 1 5 第 1 号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙 1 のとおりの結論に達したので答申する。

また、別紙 2 のとおり平成 2 0 年 8 月 6 日付け中央最低賃金審議会の「平成 2 0 年度地域別最低賃金改定の目安について（答申）」の考え方にに基づき最新のデータで比較したところ、令和 5 年 1 0 月 4 日発効の岩手県最低賃金（時間額 8 9 3 円）は令和 5 年度の岩手県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

岩手県最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する地域
岩手県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1 時間 1 , 0 3 1 円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
令和 7 年 1 2 月 1 日

7 行政機関への要望

(1) 政府に対して

新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 改訂版」及び「経済財政運営と改革の基本方針 2025」(骨太の方針 2025) で示された、目安額を超える最低賃金引上げが行われた地域に対する重点的な支援等の具体的内容を明確にするとともに、確実に実行に移すこと。

また、中小企業・小規模事業者に配慮しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するとともに、一層支援メニューの拡充、新たな支援策を講ずること。

- ア 生産性向上の支援について、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援や経営支援を一層強化すること。特に、業務改善助成金については、最低賃金引上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者がしっかりと活用できるよう充実するとともに、具体的事例も活用した周知等を徹底すること。加えて、キャリアアップ助成金、働き方改革推進支援助成金、人材確保等支援助成金等について、「賃上げ」を支援する観点から、賃上げ加算等を充実すること。
- イ 中小企業・小規模事業者の賃上げ実現に向けて、労働生産性を引き上げるため、設備投資の促進に資する税制や、省力化投資の補助金等による支援を強化すること。また、成長市場に進出しようとする者の事業再構築、新製品開発や新市場の開拓、イノベーション創出、D X ・ G X の取組を促進すること。
- ウ 価格転嫁対策については、改正下請法（令和 8 年 1 月 1 日施行）の下、新たな商習慣として、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」を実現するため、独占禁止法の執行強化、下請け G メン等を活用しつつ事業所管省庁と連携した下請法の執行強化、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の周知を徹底すること。また、パートナーシップ構築宣言の更なる拡大と実効性向上の取組を強化すること。さらに、B to C 事業では相対的に価格転嫁率が低いといった課題があるため、消費者に対して転嫁に理解を求めていくこと。
- エ 賃金引上げに起因する就業調整の原因となる税控除や社会保険制度の見直しを検討すること。いわゆる「年収の壁」が人手不足を深刻化させていることから、抜本的な制度改革に着手するとともに、被用者保険の適用拡大等の見直しを確実に実施すること。
- オ 中長期的な対策を実行するために、単年度予算による補助金等の施策のみならず、基金化等を活用した複数年度にまたがる継続的な支援策を講じること。

(2) 岩手県に対して

(1) による政府要望の趣旨を踏まえ、県としても地域の実情に考慮した支援策の拡充・強化をするとともに、各種助成金申請に要する経費の支援など賃上げ環境を整備するきめ細やかな助成制度の整備を図ること。

岩手県最低賃金と生活保護との比較について

1 地域別最低賃金

- (1) 件 名 岩手県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 8 9 3 円
- (3) 発 効 日 令和 5 年 1 0 月 4 日

2 生活保護水準

- (1) 比較対象者
1 8 ～ 1 9 歳・単身世帯者
- (2) 対象年度
令和 5 年度
- (3) 生活保護水準（令和 5 年度）
生活扶助基準（第 1 類費＋第 2 類費＋期末一時扶助費）
の岩手県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（ 9 5 , 8 9 9 円 ）。

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記 1 の（ 2 ）に掲げる金額の 1 箇月換算額（註）と上記 2 の（ 3 ）に掲げる金額を比較すると岩手県最低賃金の下回っているとは認められなかった。

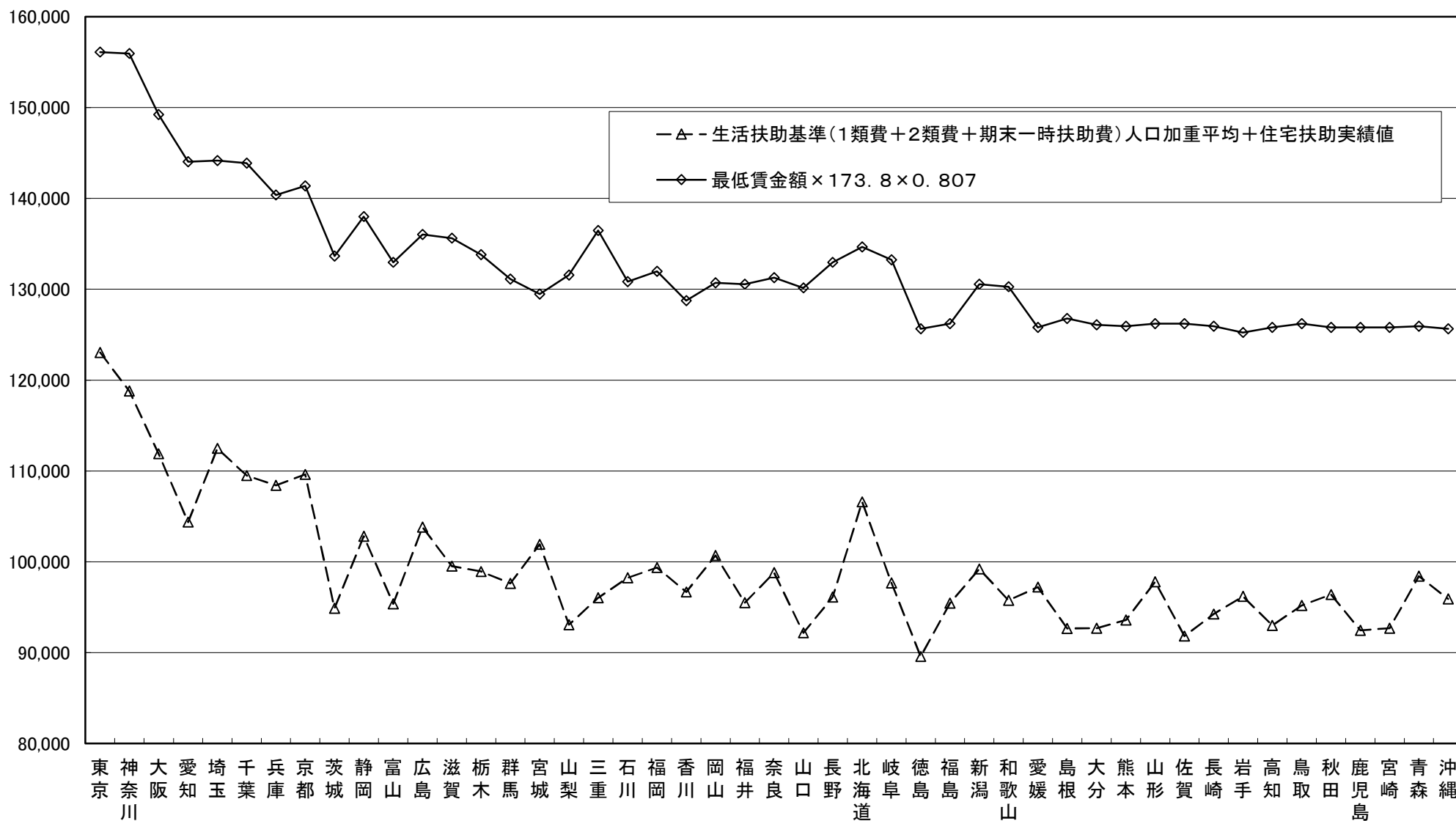
（註） 1 箇月換算額

$893 \text{ 円（岩手県最低賃金）} \times 173.8 \text{（1 箇月平均法定労働時間数）} \times 0.807 \text{（可処分所得の総所得に対する比率）} = 125,249 \text{ 円}$

令和 7 年 7 月 2 2 日開催の中央最低賃金審議会第 2 回目安に関する小委員会資料 2 に示された比率。

生活保護(生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)+住宅扶助)と最低賃金

単位:円



注1)生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)は18~19歳単身のものである。

注2)生活扶助基準は冬季加算を含めて算出。

注3)生活保護のデータ、最低賃金のデータともに2023年度のものである。

注4)0.807は時間額893円で月173.8時間働いた場合の2023年度の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率。

写

岩労発基0828第2号
令和7年8月28日

岩手地方最低賃金審議会
会長 齋藤 信之 殿

岩手労働局長
白石 好春

岩手県鉄鋼業、金属線製品、その他の金属製品製造業
最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）

令和7年7月25日付けをもって申出代表者基幹労連岩手県本部
委員長小島安友及びJAM青森岩手県連絡会会長佐々木正から、最
低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第1項の規定に基
づき、別添のとおり岩手県鉄鋼業、金属線製品、その他の金属製品
製造業最低賃金（平成15年岩手労働局最低賃金公示第1号）の改
正決定に関する申出があったので、同法第21条の規定によりその
必要性の有無について、貴会の意見を求める。

写

岩労発基0828第2号
令和7年8月28日

岩手地方最低賃金審議会
会長 齋藤 信之 殿

岩手労働局長
白石 好春

岩手県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業
最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）

令和7年7月25日付けをもって申出代表者JAM青森岩手県連絡会会長佐々木正から、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第1項の規定に基づき、別添のとおり岩手県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金（昭和63年岩手労働基準局最低賃金公示第3号）の改正決定に関する申出があったので、同法第21条の規定によりその必要性の有無について、貴会の意見を求める。

写

岩労発基0828第2号

令和7年8月28日

岩手地方最低賃金審議会

会長 齋藤 信之 殿

岩手労働局長

白石 好春

岩手県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、
情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の
有無について（諮問）

令和7年7月15日付けをもって申出代表者全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会岩手地域協議会議長本宮信也から、最低賃金法(昭和34年法律第137号)第15条第1項の規定に基づき、別添のとおり岩手県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金(昭和63年岩手労働基準局最低賃金公示第2号)の改正決定に関する申出があったので、同法第21条の規定によりその必要性の有無について、貴会の意見を求める。

写

岩労発基0828第2号
令和7年8月28日

岩手地方最低賃金審議会
会長 齋藤 信之 殿

岩手労働局長
白石 好春

岩手県百貨店，総合スーパー最低賃金
改正決定の必要性の有無について（諮問）

令和7年7月28日付けをもって申出代表者U A ゼンセン岩手県支部支部長山田清秋から、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第1項の規定に基づき、別添のとおり岩手県百貨店，総合スーパー最低賃金（平成29年岩手労働局最低賃金公示第2号）の改正決定に関する申出があったので、同法第21条の規定によりその必要性の有無について、貴会の意見を求める。

写

岩労発基0828第2号
令和7年8月28日

岩手地方最低賃金審議会
会長 齋藤 信之 殿

岩手労働局長
白石 好春

岩手県自動車小売業最低賃金の改正決定の
必要性の有無について（諮問）

令和7年7月21日付けをもって申出代表者自動車総連岩手地方協議会議長豊嶋昌勝から、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第1項の規定に基づき、別添のとおり岩手県自動車小売業最低賃金（平成2年岩手労働基準局最低賃金公示第2号）の改正決定に関する申出があったので、同法第21条の規定によりその必要性の有無について、貴会の意見を求める。